

【公印・契印省略】

総 統 勢 第 94 号

令和 6 年 5 月 30 日

公益社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会 御中

総務省統計局長

令和 7 年 国勢調査への御協力について（依頼）

平素、総務省統計局の各種統計調査に御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

総務省統計局では、令和 7 年 10 月 1 日に国勢調査の実施を予定しています。

国勢調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）に規定される、国内に居住する全ての人及び世帯を対象とした国の中でも最も重要な統計調査です。

国勢調査を円滑に実施するためには、国民の皆様の御理解はもとより、各方面における御理解・御協力が不可欠であり、特に多くの世帯が居住する集合住宅を管理する方々などの御協力をいただくことが重要と考えています。

このため、総務省統計局においては、本年から、各種関係機関・団体等に対して事前に御協力をお願いし、集合住宅に対する調査実施の広報や調査員の募集について、地方公共団体と連携して広報活動を重点的に行うこととしています。

つきましては、統計法第 30 条第 1 項※の規定に基づき、貴連合会への協力依頼を行いますので、会員の皆様に別紙の内容を周知していただくとともに、貴連合会の発行する機関紙やホームページへの広報素材の掲載、総務省統計局で作成するポスターの掲示、リーフレット配布等について、特段の御配慮をお願い申し上げます。

なお、広報素材については、別途送付させていただきます。

御多忙の折、大変恐縮ではございますが、何とぞ、よろしくお願い申し上げます。

※ 統計法（平成 19 年法律第 53 号）（抄）

第三十条 行政機関の長は、前条第一項及び第二項に定めるもののほか、基幹統計調査を円滑に行うためその他基幹統計を作成するため必要があると認めるときは、地方公共団体の長その他の執行機関、独立行政法人等その他の関係者又はその他の個人若しくは法人その他の団体（次項において「被要請者」という。）に対し、必要な資料の提供、調査、報告その他の協力を求めることができる。

2 （略）

【連絡先】

総務省統計局 統計調査部 国勢統計課

担当：山岸、岩本、井原

電話：03-5273-1013

Email: c-kankyou@soumu.go.jp